

一般社団法人薬局共創未来人財育成機構倫理審査委員会における
学術研究に係る利益相反規程

(目的)

第 1 条 学術研究における公正性、信頼性を確保するためには、利害関係が想定される企業等との関わり（利益相反）について適正に対応する必要がある。そのため、一般社団法人薬局共創未来人財育成機構（以下、「本機構」という。）は、研究者の正当な権利を認めつつ、営利関連企業・団体との間の利益相反関係の透明性を担保することを目的に以下のように定める。

(定義)

第 2 条 本取扱いでの利益相反とは、研究者が、研究によって得られる直接的利益及び間接的利益と、患者の健康増進に寄与する医療人としての責務又は患者の希望する最善の治療を提供する医療関係者としての責務などが衝突・相反している状況をいう。

2 本取扱いでの報告すべき人的範囲とは、次に掲げる者をいう

1) 研究者及びその配偶者及び一親等の者（両親及び子供）であって生計を一にするものとする。

2) その他、本機構が報告を必要と判断した者。

(申告または開示すべき内容及び方法)

第 4 条 研究者が開示すべき内容は、当該研究に関連する企業あるいは団体に関わるものに限定し、次の各号に掲げるものとする。

(1) 企業または営利を目的とした団体の社員、役員、顧問職については、一つの企業または団体からの報酬額が年間 100 万円以上

(2) 株所有については、一つの企業についての 1 年間の株による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上、あるいは当該企業の全株式の 5 % 以上

(3) 企業または営利を目的とした団体からの特許権使用料が年間 100 万円以上

(4) 企業または営利を目的とした団体から、会議の出席（講演・座長）等に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業または団体からの年間合計が 50 万円以上

(5) 企業または営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、一つの企業または団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上

(6) 企業または営利を目的とした団体が提供する研究費または奨学寄付金（指定寄付金）については、一つの企業・団体から支払われた総額が年間 100 万円以上

(7) 訴訟等に際して企業や営利を目的とした団体から支払われる顧問料及び謝礼については、一つの企業・団体から支払われた総額が年間 10 万円以上

（８）企業や営利を目的とした団体から寄付講座の提供を受け入れている場合、あるいは申告者の給与が寄付講座または企業等からの外部資金によってまかなわれている場合

（９）企業や営利を目的とした団体から研究員・非常勤講師・客員教員・社会人大学院生等を受け入れている場合

（１０）その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、一つの企業または団体から受けた報酬が年間５万円以上

開示方法は、本機構の学術研究倫理審査委員会に審査する場合は、指定の利益相反自己申告書（様式３）に必要事項を明記し申請する。

（雑則）

本取扱いについて改廃を行う場合には、一般社団法人薬局共創未来人財育成機構の理事会の了承を得るものとする

附則

この規程は、令和８年７月 日から施行する。